病院実習（研修）の協力に関する協定書

日本赤十字社医療センター院長（以下「甲」という。）と○○○○○○○○○（以下「乙」という。）は乙の学生または職員の病院実習または研修（以下、「実習等」という）を実施するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　乙は乙の学生または職員の実習等を、甲に委託し、甲はこれを受託する。

（手続き）

第２条　乙は、甲に対し、実習等の開始2週間前までに「日本赤十字社医療センター受託研修生・実習生受入規程」の

別表に掲げる以下の書類を提出する。

1. 実習生等氏名、学年または職位、実習等の期間、目的、実習等費（以下、実習費）、乙の担当連絡先が記載された依頼文書

（２）履歴書

（３）誓約書（甲の指定様式）

（４）免許または実習許可証（該当者のみ）

（５）甲が定める感染症にかかる抗体価検査結果

（６）その他甲が必要と認めるもの

（指導責任者）

第３条　甲は、実習等における指導責任者を選任する。

（指導・評価）

第４条　甲は乙の定めるカリキュラムに沿った指導・評価を行う。ただし、甲の診療上の制約により指導内容を変更せざるを得ない場合は、甲と乙で協議し、変更することがある。

（秘密の保持等）

第５条　乙は乙の学生または職員に対し「日本赤十字社医療センター 実習等おける機密保持ガイドライン」に定めた事項を遵守させる。

（実習費）

第６条　実習等に要する費用については1人1日あたり●円（税別）とする。

　　２　前項の実習費について、乙は実習等の期間終了後、甲が提出する請求書により支払うものとする。

（実習生等の健康管理）

第７条　乙は、実習生等の健康管理について特段の注意を払い、実習等の期間前に健康診断を行い、実習生等の健康状態を把握するとともに、患者等に感染させる恐れのある実習生等については、実習等をさせてはならない。

２　甲は、実習生等の健康状態に異常を認めたときは、当該実習生等の受入を中止若しくは延期することができるものとする。

3　実習等中に感染症に携わる場合は、甲の定める対策を遵守することを乙は乙の学生または職員に徹底する。

（諸規則の遵守）

第８条　乙は、実習生等が実習等を行うにあたり、甲が定めた「日本赤十字社医療センター　実習生等の遵守事項」等諸規程を守らせ、かつ実習等の指導者の指示に従い甲の業務に支障を生じさせないよう指導するものとする。

（損害賠償責任）

第９条　実習生等が故意または過失により甲または第三者に損害を与えた場合は、乙は賠償の責めを負うものとする。

（負傷・疾病）

第10条　実習生等が実習等中に負傷又は疾病に罹患した場合は、乙において補償するものとする。ただし、負傷又は疾病が甲又は甲の患者等の故意又は重大な過失に基づき発生した場合はこの限りではない。

（事故発生の対応）

第11条　実習等中の事故及び感染曝露が発生した場合は、甲の各規程に準じて実習部門の責任者が適切な措置を講ずるものとする。甲及び乙は相互に連携を図り対処するものとする。

（受入の停止又は延期）

第12条　甲は、次のいずれかの事由に該当するときは、実習生等の受け入れを中止又は延期するものとする。

（１）乙又は実習生等がこの協定又は甲の諸規程に違反したとき。

（２）第7条第2項に該当するとき。

（３）災害その他やむを得ない事由により、甲が実習生等の受け入れを継続することができないと判断する

とき。

２　甲は前項の規定により中止又は延期したことによる乙及び実習生等の損害を賠償する責めを負わない。

（反社会的勢力の排除）

第13条　甲及び乙は、本件契約時において（甲あるいは乙が法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配

する者を含む）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴

力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下

「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2　甲及び乙は、相手方が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、その調査に協力

し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

第14条　甲及び乙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約

を即時解除することができる。

2　甲及び乙が前項の規定により本件契約を解除した場合には、これによる相手方の損害を賠償する責を負わない。

（協定の有効期間）

第15条　本協定の有効期間は、本協定の締結日が属する年度内とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙

のいずれか一方が相手方に対して協定を終了させる意思を表明しない限り、本協定はさらに１年度間更新さ

れるものとし、その後もまた同様とする。

（協議事項）

第16条　本協定書に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲と乙が誠実に協議し解決するものとする。

本協定の成立を証するため本書を２通作成し、記名捺印の上、双方で各１通を所持するものとする。

（西暦）　　○○年○○月○○日

甲　　東京都渋谷区広尾4-1-22

日本赤十字社医療センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 院長　 中島　　淳

乙　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施設名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施設長　　　　　　印